

公益認定等委員会 だより

第23号 平成25年10月1日発行

移行期間は本年11月30日まで **あと2か月**

公益認定等委員会 発行

目次

- P2・・・
会計基準適用についての
アンケート結果(確定版)
- P4・・・
申請を考えている特例民法
法人の皆様へ
- P5・・・
解散を考えている特例民法
法人の皆様へ
- P6・・・
委員の法人訪問(25年度第1回)
「公益財団法人あきた企業
活性化センター」
- P7・・・
法人の活動紹介
「公益財団法人ライフ
スポーツ財団」
- P8・・・
申請サポートに関する情報
・その他お知らせ

本年11月末の移行期間終了まで残り2か月です。9月末時点で新制度への移行を希望する特例民法法人のうち、約95%が申請済みです。これから申請予定の法人の皆様は、できるだけ早期の申請をお願いします。(関連記事4、5及び8ページ)

公益財団法人 ライフスポーツ財団



※詳しくはp7をご覧ください

「こども」「親・地域」「ライフ」のKeywordを基本理念とし、
子どもたちの健全な心身の育成に役立ちたい

公益法人の活動紹介

28

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きに
ついてはホームページをご覧ください



内閣府

内閣府への申請状況 (平成25年9月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2, 295	75	2, 066	154
移行認可	2, 312	159	2, 062	91
新規認定	237	45	153	39
合計	4, 844	279	4, 281	284

- 移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(確定版)

詳細は、「公益法人information」サイトを御覧ください。

先月号で一部を速報として御紹介した「公益法人会計基準適用についてのアンケート」の結果が確定いたしましたので、確定版を公表いたします(9月20日公表)。

本アンケートは、本年11月末の移行期間満了を踏まえ、公益法人又は移行法人における会計処理についての諸課題に関する検討に資するため、新制度に移行済みの法人における適用会計基準の実態を調査するため実施したものです。

概要

実施期間：平成25年7月1日(月)～7月16日(火)

対象法人数：平成25年6月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済みの内閣府所管法人で、かつ、移行後の計算書類を作成したことがあると思われる法人2,429
(公益法人1,410(社団406、財団1,004)、一般法人1,019(社団579、財団440))

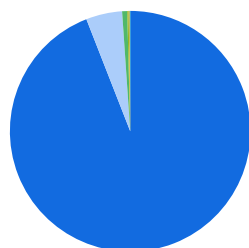
有効回答数：1,498 (公益法人888(社団254、財団634)、一般法人610(社団330、財団280))

有効回答率：61.7%

結果

※項目1～3については、速報分として公表し、先月号でも紹介しています。

【項目1】：貴法人におかれては、いずれの会計基準を適用されていますか？



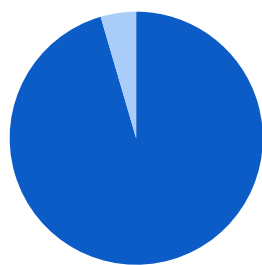
「20年会計基準」	： 1,409法人(94.1%)
「16年会計基準」	： 73法人(4.9%)
企業会計基準	： 10法人(0.7%)
20年と16年の併用	： 3法人(0.2%)
「60年会計基準」	： 2法人(0.1%)
不明	： 1法人(0.1%)

89法人(5.9%)

(理由)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用
- ・公益目的支出計画の年数が短く変更せず
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用など

【項目2】：理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？



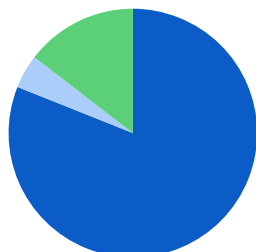
同じ	： 1,430法人(95.5%)
異なる	： 68法人(4.5%)

(理由)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用
- ・20年会計基準が難しい
- ・公益目的支出計画の年数が短く変更せずなど

【項目3】：仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

(※一般論として、全ての法人を対象に質問)



ない	： 1,214法人(81.0%)
ある	： 66法人(4.4%)
分からない	： 218法人(14.6%)

(内容)
公益法人への民間基準に準じた処理等の適用について／過大な事務負担を強いることになる恐れ／公益法人会計システムのソフトについて 等

【項目4】:(現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)
20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

※20年会計基準を用いている1,409法人のうち合計282法人(20.0%)が改善した方がよい点等を自由記載により回答

主な回答

※感想等を除き、問題提起された内容を整理すると以下のとおり

(詳細は「公益法人information」>内閣府からの重要なお知らせ(H25.9.20)を御覧ください)

I. 会計基準の枠組みに関するご意見(31件)

○小規模法人の負担軽減

- ✓ 仕訳や会計区分間の資金融通等の仕方について明確なルールがないので、特に小規模法人にとって簡便な会計処理方法を具体的に示してほしい。(同旨7件) など

○会計と税務における表記の一本化

- ✓ 会計上の話と税務上の話で乖離している部分が散見される印象があるので、一本化されるといい。(同旨1件)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ 企業会計基準を適用するほうがよい。(同旨5件) など

II. 財務基準に関するご意見(73件)

○区分経理関係

- ✓ 法人会計区分は不要ではないか。(同旨13件)
- ✓ 区分経理は必要ないのではないか。(同旨12件) など

○収支相償関係

- ✓ 事業収入で運営している法人は、収支相償を厳格に適用した場合、将来事業運営が立ち行かなくなってしまうという危機感がある。(同旨2件) など

○公益目的事業比率関係

- ✓ 費用の配賦方法を簡素化してほしい。(同旨5件) など

III. 公益法人に特有な会計上の論点(II.以外)についてのご意見(71件)

○有価証券の評価方法等関連

○事業費・管理費科目関連

○指定正味財産から一般正味財産への振替

○財務諸表上の様式・勘定科目

○正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表関係

IV. 定期報告書類等と会計の関係(5件)

- ✓ 決算書類を定期提出書類に代替できないか。(同旨2件) など

■申請を考えている特例民法法人の皆様へ

～あと2か月以内（11月末まで）に申請しないと解散扱いになります～

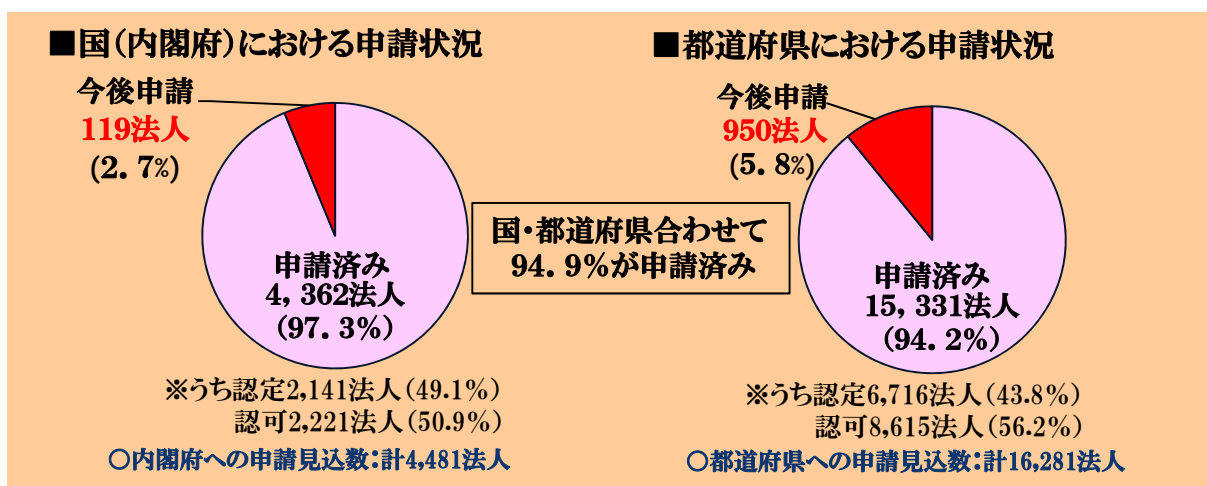
本年11月末の移行期間満了まで残り**2か月**となりました。従来の旧民法によって設立された公益法人（特例民法法人）は、期限内に公益法人又は一般法人への移行の申請をしないと、法律上解散したものとみなされます。

これから申請予定の法人におかれては、以下の注意点をよく読み、遺漏のないよう申請をお願いします。

① まずは早期申請を!～既に9割以上が申請済みです。

9月末時点で、新制度への移行を希望する特例民法法人20,762法人のうち、国には97.3%、都道府県には94.2%が申請済みで、今後申請予定の法人は国では119法人、都道府県では950法人です。

既に大多数の法人の皆様は申請し、移行済み又は行政庁にて審査中です。速やかに新制度の下で活動するためにも、できるだけ早期の申請をお願いいたします。



② 申請書は11月末までに行政庁に到達していなければなりません。

申請は、法律上、行政庁に到達した日に成立します（到達主義）。

申請書は、移行期間内に行政庁に必着で提出をお願いいたします。

●**電子申請の方** → まずはIDとパスワードを取得することが第一歩です。取得していない場合は、早急に以下のホームページから電子申請のお申込みの手続きを行ってください。
[公益法人information>申請を行う法人向け>電子申請のお申込手続](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_shinsei/menu.do?gamen_id=AP_D010101)
(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_shinsei/menu.do?gamen_id=AP_D010101)
※移行期限が近づくと申請が集中し、システムに多大な負荷がかかることが予想されますので、余裕を持った申請に御協力をお願いいたします。

●**紙申請の方** → 郵送される場合は、移行期限内に必着となりますので御注意ください。郵送される場合も持参される場合も、前もって申請先の行政庁に事前に連絡をすることをお勧めします。

③ 不明点があれば、まずは主務官庁に御連絡を!

移行申請は11月末までです。意図せずにみなし解散となることなどないように、主務官庁や申請先の行政庁と連絡を取り合い、遺漏のないよう申請をお願いいたします。

●お困りの際は、電話相談ダイヤルへ!!

内閣府では、専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

※電話が大変混み合う場合があります。



■ 解散を考えている特例民法法人の皆様へ

移行期間の満了を機に解散を考えている特例民法法人の皆様におかれては、以下について御留意いただくようお願いいたします。

- 移行期間満了に伴うみなし解散は、法人として解散の機関決定等を経ずに解散となることから、後に、解散に至る手続に瑕疵がなかったかどうか法人の関係者等から問われる可能性があります。



解散を考えている特例民法法人の皆様は、できる限り自主解散の手続をとっていただくようお願いいたします。(社団においては社員総会で自主解散を決議する、財団においては寄附行為を変更し存続期間を定めるなど)

- 特例民法法人は、解散すると清算法人となり、登記の上、その旨を主務官庁に届け出る必要があります。また、理事等が清算人に就任し清算を行い、清算が終了したら、その旨を主務官庁に届け出る必要があります。



これまで公益目的で形成された財産が引き続き公益のために使われるよう、解散後は適切に清算を行い、主務官庁への清算結了の届出まで必ず行うようお願いいたします。

- 解散や清算の過程において主務官庁の許可等が必要となる場合があります。



解散する前から主務官庁とよく連絡を取るようお願いいたします。



公益認定等委員会委員の法人訪問

25年度(第1回) 公益財団法人あきた企業活性化センター

本年8月27日に秋田県で開催された公益法人担当北海道東北ブロック会議に公益認定等委員会の雨宮委員長代理が出席し、併せて同県で認定された公益法人を訪問しました。その模様を御紹介いたします。



■公益財団法人 あきた企業活性化センター

秋田で培われた新技術や地域資源等の活用を図りながら、新商品開発や新事業開拓、人材育成などの経営革新を目指す意欲ある企業を重点的に応援する法人であり、秋田県から移行認定を受け、平成24年4月から公益法人として活動しています。

センターの通称である「ACTIVE」は、「The Akita Center To Implement Vigorous Enterprises」(元気な企業を実現する中心的な施設)の略で、センターと県内企業が活発に活動するイメージを表現します。(文中表記「センター」)

生産設備の設計製作などを手掛けています。センターからは、あきた企業応援ファンド事業による資金面の援助、機械類貸与事業による設備投資、販路拡大の斡旋・情報提供等の支援を受けており、既存の設備や販路では実現できない、自分たちの専門分野の外にも事業を拡大することに成功しています。

実際に製品を作っている会社の工場を見学した後の意見交換会で、日本精機(株)の倉部社長は、「センターには様々なキャリアを持ったアドバイザーがおり、こちらの要望に合わせた多種多様な支援を提案してくれるのでとても活用しやすい」と述べられ、それに対し雨宮委員長代理は「センターには企業のニーズに対応できるノウハウが蓄積されており、企業のポテンシャルを最大限引き出すことで地域の活性化に貢献されていて、公益活動の広がりを感じることができた。」と述べ、訪問を終えました。



センターは、年間約5000件を受け付けている「相談・経営指導業務」を始め、最大1000万円を企業に助成する「あきた企業応援ファンド事業」、創業を目指す方や新分野進出を目指す企業に事務スペースを提供し、入居者に指導や相談対応を行う「創業支援室の提供・創業

相談」など、様々な機能を備え、県内の中小企業をサポートしています。

センターとの意見交換会で雨宮委員長代理は、「貴法人が助成金事業を始め、たくさんの企業を支援していることを、より多くの人に知ってもらい、ものづくりに携わる技術者の支援が効果的になると良いですね。」と述べ、それに対しセンターは「事業内容については、マスコミへの情報提供や県の職員と一緒に企業訪問し、施策をPRすることによって、多くの人に周知できるように努力している。」とのことでした。



法人支援先

■日本精機株式会社

センターとの意見交換後、実際のセンターの支援先である、日本精機(株)を訪問しました。

こちらの会社は、工作機械関連の製作と石油・天然ガス



～公益財団法人ライフスポーツ財団～ 内閣府認定



「子どもたちの健全な心身の育成に役立ちたい」という夢から1983年に設立した弊財団は、平成24年4月1日から内閣府の認可を受け、「財団法人ライフスポーツ振興財団」から「公益財団法人ライフスポーツ財団」として新たにスタートを切りました。「こども」「親・地域」「ライフ」のKeywordを基本理念とし、「より多くの人に、満足のいく事業を効率よく提供したい」という思いで活動を進めています。

■財団の活動目的

1. 子どもと親子のスポーツ及び文化活動の普及、推進、啓発事業
2. 地域の子どものスポーツ及び文化活動の推進、事業支援と指導者養成・育成事業
3. 子どもと親子のスポーツ活動、地域の子どものスポーツ活動、地域の子ども文化活動に対する助成事業

※現在、文化活動は「こども囲碁活動」に取り組んでいます。以上を活動目的として事業展開しています。

■主な活動内容

1. ライフキッズスポーツクラブ＝10団体
幼児とその親を対象とした親子体操を実施及び支援しています
 2. ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク＝19団体
ファミリーで参加できるウォーキング事業を支援します
 3. ライフ親子グラウンド・ゴルフ大会＝6団体
親子で楽しめるグラウンド・ゴルフ大会を支援します
 4. 財団公認キッズスポーツインストラクターセミナー＝122団体(公認登録者数)
指導者の養成事業として実施しています
 5. 助成金交付事業＝41団体
助成金の交付を行っています(助成額は総事業額の60%以内)
 6. ライフこども囲碁クラブ＝26団体
地域での子ども囲碁普及事業に取り組んでいます
- ※団体数は平成25年度のものです。



■ライフキッズスポーツクラブ



■財団オリジナルキャラクター



■ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク

公益財団法人としてスタートした事を機に、活動拠点を近畿圏から全国に向けて拡大し、現在16都道府県に支援を行っております。今後も支援の輪を広げ、全国に向けて発信して参ります。

■ホームページアドレス <http://www.lsf.or.jp>

申請サポートについて

法人による移行申請等を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。これから申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、10月30日(水)に東京で開催します(申込〆切10月21日(月))。

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※11月の窓口相談は、10月8日(火)まで募集中です。

○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は10月3日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール)akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

公益法人informationで活動を紹介したい法人を大募集

本誌でお知らせしていました「公益法人information」における公益法人の活動を紹介するページですが、現在、掲載法人の募集を開始しています。

活動を多くの方に知ってもらうチャンスだと思いますので、奮って御応募下さい！応募方法や記事のフォーマット等の情報は、こちらを御覧ください。

[公益法人information>公益法人の活動紹介>「活動紹介を希望する法人を募集しています！」](#)
(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/katudou/images/bosyu.pdf)

■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話) 03-5403-9524,9533

e-mail : koueki-info@cao.go.jp